

障害福祉サービス等に係るQ & A（補足給付関係）

平成19年6月20日

Q 平成19年4月より補足給付の支給限度額が撤廃され、最大58,000円/月を支給できることとなったが、月が31日であるがゆえに実費算定額が58,000円を超える場合は、58,000円/月を超える額を支給してもよいか。

A 差し支えない。

補足給付額58,000円/月の者（生活保護受給者等）で、実費算定額が、食費1,578円/日・光熱水費330円/日であるケースについて、月が31日ある場合は、補足給付額 $1,908円 \times 31日 = 59,148円$ となる

以 上